

本市における多文化共生の地域づくりのための事業推進や課題解決には、市民や市内の企業、関係団体によるそれぞれの役割にあった、主体的な取組を行っていくことが重要です。また、本プランに基づく施策を体系的に進めていく上でも、本市ではこうした関係機関と情報共有及び連携強化に努めていきます。

1 市民

外国人市民が地域社会の一員として安心して暮らしていくために、日本語の習得や、日本の文化・生活習慣・ルールなどを積極的に学んでいくことが求められます。また、地域とのつながりを築くために、地域活動などへの参加を通じて交流を広げていくことも大切です。

日本人市民は、外国の文化や生活習慣への理解を深めながら、外国人市民を地域の構成員として受け入れる姿勢を持つことが重要です。

すべての市民は、互いの文化や人権を尊重しながら、共に社会をつくっていくことの認識を高めるとともに、安全・安心に暮らしていくために地域社会の一員としてルールを守ることが期待されます。

市では、外国人市民からの相談に対応するほか、日本語教室への案内、生活ルールについての周知を行います。また、多文化共生に関する事業を実施し、市民の多文化共生への理解促進に努めます。

2 市民団体・ボランティア団体

市内には、市民向けに日本語教室や多文化共生に関する様々な取組を実施する市民団体やボランティア団体があります。これらの団体は、各種取組の実施だけではなく、外国人市民からの様々な質問や相談にも対応し、外国人市民の生活支援の役割も担っています。

市では市民団体やボランティア団体との意見交換会等を通じて情報共有をはかり、団体と協力しながら、外国人市民を取り巻く課題の解決等に取り組んでいきます。



3 越谷市国際交流協会

越谷市国際交流協会では、これまで姉妹都市であるキャンベルタウン市との交流活動に主に取り組んできました。

市は越谷市国際交流協会と連携し、引き続き姉妹都市であるキャンベルタウン市との交流を続けていきます。市民の国際交流への参加や両市の発展に努めるとともに、多くの市民が気軽に参加でき、交流のきっかけとなるような、国際交流フェスティバルをはじめとした各種多文化共生の取組を進めていきます。

4 企業

外国人を雇用する市内の企業に対しては、雇用の際の就業・生活環境等の整備を呼びかけるほか、生活に必要な日本語の習得に向けた支援を行っていきます。また、さまざまな事業者と協力体制を維持し、行政サービス、防災訓練や地域イベントの参加案内、日本語教室の開催案内等の各種情報についても、告知協力を依頼していきます。

5 自治会

本市でも高齢化が進み、地域の担い手不足が懸念されている中で、若く、活力あふれる外国人市民は貴重な地域人材として活躍が期待されています。また、外国人市民の中にも自治会活動や地域の行事等に興味のある方がいることから、交流イベントや地域活動への参加を呼び掛けたり、ごみ出しなどの生活ルールや自治会の役割について説明したりすることで、自治会活動に関心を持ってもらうことが有効と考えます。越谷市でも外国人市民向けに自治会加入についての説明や案内を行っていきます。

6 その他の団体

これまで記載してきた団体の他にも、越谷市では引き続き、大学や専門学校を対象に留学生向けの交流事業等の情報提供に努めます。警察とは交通安全や防犯についての情報交換を実施し、また、ハローワークとは、就労に関する案内や就労のための日本語教室について引き続き連携して周知していきます。このように、市内のさまざまな団体と協働しながら、多文化共生の推進に取り組んでいきます。

越谷市多文化共生推進プラン検討委員会 設置要綱

令和7年 7月 3日
市 長 決 裁

(設置)

第1条 越谷市における多文化共生のまちづくりを推進する「越谷市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)の策定及び見直しを行うため、越谷市多文化共生推進プラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、プランの策定及び見直しに関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民活動支援課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、プランの策定及び見直しが終了するまでとする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、検討委員会において必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第6条 委員長は、検討委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、市民協働部市民活動支援課において処理する。



(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(別表)

役 職	所 属
委 員 長	市民協働部市民活動支援課長
委 員	危機管理室長 市長公室広報シティプロモーション課長 市長公室人権・男女共同参画推進課長 市民協働部くらし安心課長 市民協働部市民課長 福祉部福祉総務課長 地域共生部地域共生推進課長 子ども家庭部子ども施策推進課長 保健医療部地域医療課長 保健医療部健康づくり推進課長 保健医療部国保年金課長 環境経済部経済振興課長 消防局消防総務課長 学校教育部学務課長 学校教育部指導課長

越谷市多文化共生推進プラン検討委員会 委員名簿

役 名	職 名	氏 名
委員長	市民協働部市民活動支援課長	石原孝宏
委員	危機管理室長	渡邊智行
	市長公室広報シティプロモーション課長	水口圭
	市長公室人権・男女共同参画推進課長	小林道之
	市民協働部くらし安心課長	木村和明
	市民協働部市民課長	小宮崇
	福祉部福祉総務課長	大熊宏昌
	地域共生部地域共生推進課長	渡辺真浩
	子ども家庭部子ども施策推進課長	関泰輔
	保健医療部地域医療課長	中村光邦
	保健医療部健康づくり推進課長	宮城美由紀
	保健医療部国保年金課長	和田澄夫
	環境経済部経済振興課長	和田竜也
	消防局消防総務課長	齋藤紀明
	学校教育部学務課長	菊池邦隆
学校教育部指導課長	千嶋淳一	



計画策定の経緯

<令和7年度>

月 日	事 項	備 考
6月25日	政策会議	第2次越谷市多文化共生推進プランの策定について
8月1日～ 9月16日	市民多文化共生アンケート調査	回答数 日本人市民:251名 外国籍市民:424名
9月24日	第1回有識者意見交換会	多文化共生に係る現状と課題について
9月29日	第1回検討委員会	多文化共生に係る現状と課題について
10月9日～ 10月27日	各課所への照会	多文化共生推進プラン見直し調書
11月18日	第2回検討委員会	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
11月29日	第2回有識者意見交換会	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
12月22日	政策会議	越谷市多文化共生推進プラン(素案)について
1月5日～ 2月3日	パブリックコメント	意見数:27件(12名)
2月12日	第3回有識者意見交換会	パブリックコメント実施結果について
2月20日	第3回検討委員会	パブリックコメント実施結果について

越谷市多文化共生推進プラン有識者意見交換会 有識者名簿

(敬称略)

氏 名	団 体 名
小 林 勝	越谷市国際交流協会 会長
奥 村 裕 子	一般社団法人多文化共生コスモ越谷 代表理事
森 田 政 夫	越谷国際交流サークル 代表
増 田 章	埼玉県越谷警察署 警備課長
川 口 良	文教大学 外国人留学生別科長
田 中 裕 人	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
谷 野 利 騎	学校法人古藤学園CAD製図専門学校 校長
吉 野 正 洋	吉野電化工業株式会社 代表取締役社長
田 沼 良 輔	越谷公共職業安定所 求人専門援助部門 統括職業指導官
山 浦 育 子	外国人市民
マルフ アブドウルラ アル	外国人市民
中 村 孝	越谷市自治会連合会 理事
川 田 千万子	公募市民
中六角 勝 治	公募市民

